

## 国立公園利用拠点計画・国定公園利用拠点計画について

- 1 「国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施要領」（平成31年4月8日付け環自国発第1904085号。以下「実施要領」という。）別表第1に規定する国立公園利用拠点計画又は国定公園利用拠点計画（以下「拠点計画」という。）は、市町村が作成することを基本とするが、直轄事業や都道府県事業が含まれる拠点計画とする場合は、環境省、都道府県との連名で作成する。また、地方公共団体等で構成する協議会が作成することもできる。  
ただし、国定公園利用拠点計画は、都道府県との連名で作成することを必須とする。
- 2 拠点計画は、対象地域の関係者による協議会等において、外国人訪問者の動向を踏まえつつ、地域として目指すべき方向や目標を設定し、各主体が協力して、事業内容や実施予定時期等を調整しながら作成するものとする。
- 3 拠点計画は作成後速やかに様式1により環境大臣に提出するものとする。
- 4 拠点計画は、実施要領別表第1に掲げる事業及び関連する各種事業について、様式2及び参考図面により、記載例を参考に作成するものとする。また、都道府県や市町村等において拠点計画の類似計画を定めている場合は合わせて提出するものとする。（自由様式）
- 5 前項に規定する参考図面とは、直轄事業及び国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業）を充てて実施しようとする補助事業の概ねの位置及び相互の関連性がわかる図面をいい、参考様式（記載例を含む。）を参考に作成するものとする。
- 6 国定公園利用拠点計画については、当該国定公園に関して訪日外国人旅行者誘致に係る目標及び計画が定められていることを示す資料（計画書等の写し等）を添付するものとする。
- 7 拠点計画を変更する場合、様式3により環境大臣に提出するものとする。